

2025(R7)年度 新しい街の滞在風景づくり支援事業補助金 【間接】

統一感のある街路景観、ストリートテラスなど、印象に残る美しい街の滞在風景づくりの取組を支援し、高いデザイン性等による街の価値の向上、近隣住民の滞在誘引による賑わい創出、街を愛する住民意識の醸成等につながる事例づくりを進めます。

●街なかの滞在環境づくり イメージ例



●緑化等による滞在環境づくりイメージ例



●中山間地域の滞在環境づくりイメージ例



1) 補助対象経費

通りの装飾の統一感の向上や、路上空間を活用した滞在環境づくり等、先駆的な試みに取り組むための経費。（建物改修等のハード整備に係る経費は対象外）

2) 事業実施主体

連なって事業活動を行う複数の者（商店街も可）、地域のまちづくり団体等

3) 県補助限度額（年間）

事業当たり県50万円（補助率：市町村負担額の1/2）

※令和7年度は2件を予算化

※活用にあたっては市町村の予算化が必要

※提案された計画案を有識者等による審査会で審査し、採択案を決定します。

◎審査基準（案）

- ・美しい街なみづくりに資する内容であるかどうか
- ・滞在を誘引する快適性（居心地）の向上に資する内容であるかどうか
- ・長期的、恒常的に取り組める内容であるかどうか
- ・周辺（県内）への波及が望める内容であるかどうか
- ・鳥取の街（街なみ）を愛し、誇りに感じる意識醸成に繋がるかどうか 等

【問合せ先】鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課

電話0857-26-7234 ファクシミリ0857-26-8113 電子メール:machizukuri@pref.tottori.lg.jp